平成２１年（フ）第１７６９号
札幌市中央区界川１丁目１番10号
破産者　須藤　勇人
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６０６号
函館市宇賀浦町19番21号
破産者　濱本　賢一
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第７５号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地70番地２
破産者　市沢　直正
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６８６号
仙台市太白区四郎丸字落合12番地の33
破産者　加藤　光正
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７８２号
仙台市太白区西多賀１丁目20番14号　ウエストランド102
破産者　扇　　美香（旧姓太田）
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
水戸市平須町1822番地の408　ナニワコーポ103号
破産者　中根　謙二
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５号
栃木県栃木市平井町314－１　レオパレスアラモード２　106、住民票上の住所茨城県牛久市さくら台３丁目29番地５カーサアキヨシ201
破産者　藤井　秀行
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市西逸見町１丁目無番地　海上自衛隊　対潜資料隊
破産者　湯田　武志
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第９３号
石川県七尾市古府町よ部55番地
破産者　春木　周衛
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第９２８号
静岡県島田市道悦４丁目12番20号
破産者　大石　勝之
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３２号
静岡県牧之原市波津1737番地
破産者　榛地さと子
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１０号
大津市長等３丁目２番23号　マンション長等301号
破産者　西村　正彦
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２４号
滋賀県高島市安曇川町中央１丁目４番地11
破産者　入江　　靖
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
和歌山県有田郡広川町大字和田35　谷口アパート２Ｆ３号室、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字田611番地
破産者　谷組こと　谷　　俊夫
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２５７号
和歌山市和歌浦東３丁目３番２号
破産者　インテリア寝装のモトヤマこと　元山　修二
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２６８号
和歌山市中之島718番地の４
破産者　田中　一枝
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２７３号
和歌山県紀の川市貴志川町北山508番地１　ＭＦシティマンション302号
破産者　比良山　武
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２８３号
和歌山県有田郡広川町大字井関781番地
破産者　森下　嘉也
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９号
熊本県山鹿市鹿本町来民584番地５
破産者　木山　純一
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係